

入 札 説 明 書

「児童福祉に係るアンケート２種類調査業務委託」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公 告 日 令和 7 年 10 月 10 日（金）

２ 入札説明書に関する質問受付期間等

(1) 入札説明書に関する質問がある場合は、書面（様式任意）により提出すること。

① 受付期間 令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 15 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 受付場所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県生活こども部 児童福祉課 家庭福祉係

電話 027-226-2628（ダイヤルイン）

F A X 027-226-2100

(2) 入札説明書に関する質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 17 日（金）までに、群馬県ホームページにより回答し、閲覧に供する。

３ 入札に付する事項

(1) 件名 児童福祉に係るアンケート２種類調査業務委託

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 契約方法 総価契約

(4) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

４ 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号。以下「規則」という。）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分が A 又は B の者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

５ 競争参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、４に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参

加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 17 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日
午前 9 時から午後 5 時まで
- ② 提出場所 〒371-8570
群馬県生活こども部 児童福祉課 家庭福祉係
電話 027-226-2628（ダイヤルイン）
- ③ その他 申請書は、原則として、持参または郵送により提出するものとし、電送による場合は入札執行までに本書を提出すること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和 7 年 10 月 20 日（月）に電子メールにより通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(4) その他

- ① 申請書等を提出した者は、契約担当者から求められた場合は、説明し、協議に応じ又は書類の変更に応じる義務を負うものとする。
- ② 上記①によるもののほかは、提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

- ① 提出期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 10 月 22 日（水）までの毎日
午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで
- ② 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県生活こども部 児童福祉課 家庭福祉係
電話 027-226-2628（ダイヤルイン）

(2) 説明を求められたときは、令和 7 年 10 月 29 日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行の日時 令和 7 年 10 月 22 日（水）午前 11 時 00 分

(2) 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県生活こども部 会議室（群馬県庁 12 階）

（郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 5 時までに必着とする。二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて厳封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等及び「10 月 22 日開札 児童福祉に係るアンケート 2 種類調査業務委託に係る一

般競争入札書在中」と、また、表封筒に「児童福祉に係るアンケート2種類調査業務委託に係る一般競争入札書在中」とそれぞれ朱書きしなければならない。なお、第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を執行する場合があるので、2回分の入札書をそれぞれ別の中封筒に封入した上で、「第1回目」「第2回目」とそれぞれ中封筒の封皮に朱書きで明記しなければならない。電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。）

- (3) その他 競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加確認通知書）の写しを持参すること。

8 入札方法等

- (1) 入札の方法 入札者又はその代理人の直接持参または郵送による入札。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 免除

10 契約保証金 免除

11 開札

開札は、7に掲げる日時において、入札者を立ち会わせて行う。この場合に立ち会わない入札者があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

12 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

- ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 3 落札者の決定方法

群馬県財務規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1 4 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。